

# 令和2年度 大東市教育委員会 10月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和2年10月28日（水） 午前10時00分～午前11時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ

## 4. 出席説明員（18名）

- ・ 学校教育部長 北田 吉彦
- ・ 学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・ 生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・ 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・ 福祉・子ども部子ども室課長 大角 樹
- ・ 学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・ 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・ 政策推進部財務政策室課長補佐 有東 良博
- ・ 学校教育部教育政策室課長補佐兼主任研究員 和阪 佳子
- ・ 北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・ 学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣
- ・ 政策推進部財務政策室上席主査 渡邊 達二

## 5. 傍聴者 2名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第33号  
大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の  
一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第34号  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の  
規定による意見聴取について
- 日 程 第 4 教委議案第35号  
大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則に  
ついて
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第33号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

### 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により減少した授業時間数を確保するため、冬季休業期間を短縮して授業を行う必要があることから、冬季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うもの。

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和2年10月28日

教委規則第10号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立小学校および中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>(令和2年度における学期及び休業日の特例)</p> <p>2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>3 <u>第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。</u></p> <p>附則(昭和40年教委規則第1号)～附則(令和2年教委規則第8号) (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>(令和2年度における学期及び休業日の特例)</p> <p>2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(昭和40年教委規則第1号)～附則(令和2年教委規則第8号) (略)</p>

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

昭和33年1月16日

教委規則第12号

改正 昭和40年4月9日教委規則第1号

昭和46年6月1日教委規則第2号

昭和46年7月1日教委規則第4号

昭和47年12月15日教委規則第1号

昭和49年9月1日教委規則第1号

昭和50年1月20日教委規則第1号

昭和50年6月13日教委規則第4号

昭和56年3月23日教委規則第1号

昭和59年4月28日教委規則第1号

昭和61年7月10日教委規則第5号

平成3年4月1日教委規則第2号

平成4年11月16日教委規則第4号

平成5年5月21日教委規則第1号

平成8年2月16日教委規則第1号

平成9年3月26日教委規則第1号

平成11年4月1日教委規則第4号

平成13年12月12日教委規則第6号

平成15年3月18日教委規則第4号

平成15年7月17日教委規則第6号

平成15年12月8日教委規則第9号

平成18年9月15日教委規則第10号

平成20年4月30日教委規則第6号

平成20年8月15日教委規則第11号

平成21年2月17日教委規則第1号

平成23年12月15日教委規則第11号

令和2年7月1日教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する大東市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期及び休業日）

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月25日まで
- イ 第2学期 8月26日から12月31日まで
- ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで

2 校長は、学校運営上、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる。

（学期又は休業日の変更）

第3条 校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は学芸会、運動会等の学校行事を学期又は休業日に行うための変更については、教育委員会に届け出るものとする。

（教諭（指導専任））

第3条の2 学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。

2 前項の講師の職名は、教諭（指導専任）とする。

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第16項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

（職員会議）

第3条の3 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促

進、教職員の意見交換等を行う。

3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

(司書教諭)

第3条の4 1 2学級以上の学校に、1校あたり1人の司書教諭を置く。

2 司書教諭の発令は、校長が口頭により行い、教育委員会に報告する。

(学校協議会)

第3条の5 学校に、学校協議会を置く。

2 学校協議会は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。

3 学校協議会は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長が委嘱する。

(教務主任等)

第4条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 小学校に、生徒指導主事を置くことができる。

3 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(教務主任等の職務)

第4条の2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、校長の監督を受け学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第4条の3 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員

会が命じる。

2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

3 第4条に規定する教務主任等のうち前2項に規定する保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事以外の主任等は、教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第4条の4 学校に、第4条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任)

第4条の5 学校に校務主任及び調理主任を置くことができる。

2 校務主任及び調理主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主幹)

第4条の6 学校に主幹を置くことができる。

2 主幹は、事務職員をもつてこれに充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(主査)

第4条の7 学校に主査を置くことができる。

2 主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。

3 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(副主査)

第4条の8 学校に副主査を置くことができる。

2 副主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。

3 副主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主事)

第4条の9 学校に主事を置くことができる。

2 主事は、事務職員をもつてこれに充てる。

3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(技師)

第4条の10 学校に技師を置くことができる。

2 技師は、学校栄養職員をもつてこれに充てる。

3 技師は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(首席)

第4条の11 学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもつて充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 前項の主幹教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。

3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、児童又は生徒の教育をつかさどる。

4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第4条の12 学校に指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。

3 指導教諭は児童又は生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は児童又は生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は児童又は生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。

4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(その他の職)

第4条の13 第3条の2、第4条及び第4条の4から前条までに定めるもののほか、必要な職は別に定める。

(校長の専決事項)

第5条 校長限りで専決できる事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 校長及び所属職員の出張（校長の宿泊を伴う出張を除く。）、休暇その他サービスの処理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例であると認められる事項の処理については、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(施設及び設備の保持)

第6条 校長は、学校の施設及び設備を、より良き状態に保持するよう常に努めるものとする。

(防災及び警備計画)

第7条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する計画には、特に、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第8条 学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に耐えなくなつたときは、校長はその理由を付して、教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第9条 学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聴き、教育委員会が許可する。ただし、定例軽易な事項については、校長が許可することができる。

(施設及び設備の転用)

第9条の2 学校の施設及び設備の使用目的を変更し、又は著しく現状を変更しようとするときは、校長は施設、設備変更申請により教育委員会の許可を受けなければならない。

第10条 削除

(伝染病等発生報告)

第11条 学校内に伝染病が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員及び生徒等に中毒その他の集団的疾患、傷害、死亡等の事項が発生したときも同様とする。

2 校長は、学校の通学区域に伝染病の発生を認めた場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(学級編制)

第12条 校長は、毎年翌学年の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。学年の中途において学級編制の変更の必要が生じたときも、同様とする。

2 校長は、教育委員会の指示に基づいて学級を編制しなければならない。

(教育課程)

第12条の2 校長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第13条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 学習指導及び生徒指導の重点
- (3) 健康管理の指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 校務分掌
- (6) 行事予定表
- (7) 教職員の研修計画

(教材の取扱い)

第14条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について、十分配慮するものとする。

第15条 校長は、教科書の発行されていない教科について、主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第16条 校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げるものを使用するときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの
- (2) 学習の過程又は夏季休業日、冬季休業日等、長期にわたって使用する学習帳その他これらに類するもの

(遠足等の実施)

第17条 校長は、遠足等校外における学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その計画を教育委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事の実施)

第18条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その

計画を教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第19条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の生徒等の教育に妨げがあると認める生徒等があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の生徒等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定による出席停止の命令は、次の各号に定める手続により教育委員会が命じるものとする。

- (1) あらかじめ当該生徒等及び保護者の意見を聴取する。
- (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。

3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る生徒等の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。

(対外運動競技への参加)

第20条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市又は隣接する市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。

2 中学校においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところによりそれぞれ年1回に限り参加することができる。

- (1) 宿泊を要しない場合は、校長は教育委員会に届け出ること。
- (2) 宿泊を要する場合は、校長は教育委員会の承認を受けること。

3 前2項の対外運動競技とは、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催で開催される大会とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、体力に優れ競技水準の高い生徒等については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に参加することができる。

5 学校教育活動以外の運動競技会に生徒等が参加するに当たっては、校長は保護者に対

し適切な指導をするとともに参加の状況を把握しなければならない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。

(令和2年度における学期及び休業日の特例)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。

3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。

附 則 (昭和40年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年教委規則第2号)

この規則は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則 (昭和46年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年教委規則第1号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第1号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年教委規則第4号)

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第1号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成3年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第6号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成7年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月30日から適用する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

教委議案第34号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、大東市長から、「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」及び「大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、大東市教育委員会の議決を求める。

令和2年10月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和3年4月1日付け機構改革の実施にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

# 令和3年4月 機構改革（案）について

令和2年10月28日  
教育委員会定例会  
教委議案第34号 資料1

## 《方向性》

- ・ 教育分野へのICT積極活用等、多様な教育施策を効果的に展開する
- ・ 市長部局をシンプルな組織とし、的確に施策展開する
- ・ 生涯学習部と産業経済室との連携による相乗効果を生む

## 《概要》

### 【新たに】

- ・ 従来は教育政策室のグループとして取り組んできた家庭教育支援や指導・人権といった施策について、独立した課とし、機動的に活発な取り組みが進められる機構とする。結果、より細やかに、かつ様々な教育施策が早期に対応できる教育体制を確立する。
- ・ 現在、生涯学習部が所管する飯盛城跡国史跡指定への取り組みなど、本市の恵まれた歴史・文化に由来する数々の施策に加え、充実した数々の経済施策について、市内外へ強力に発信するため、産業経済・歴史文化・魅力発信が三位一体となり連携できる機構とする。
- ・ 既存の機構について、分かり易く、シンプルな組織となるよう見直しを図る。

### 【継続】

- ・ 機械的事務は、先進技術を用いて徹底的に省力化を図るとともに、職員は企画立案・市民対応といった業務に注力し、市民サービスを向上させる。
- ・ 行政はプラットフォームとなり、社会課題の解決を民間、市民が共創して行う。

## 《内容と目的について》

### ①行政改革、オリンピックパラリンピックの取り組み、市民会議設置促進を理事の特命事項とする

➤ 令和3年度に本市が取り組むべき最重要課題への確実な対応

### ②政策部門の整理

- ・ 戦略企画部と政策推進部を統合し、政策推進部内に戦略企画課を設け、各種戦略や計画作成、庁内総合調整、全世代地域市民会議の活動促進、組織機構等を所管
  - ・ 財務政策室を財政課に改め、財政運営に注力
  - ・ 広報広聴について、グループから課に変更
- 政策部門一元化による効率化や、政策形成の迅速化

### ③行政デジタル化と業務の集約

- ・ 行政サービス向上室が本市における行政デジタル化に関する司令塔となり、ICTと行革による相乗効果を生み出す他、行政評価やマイナンバー、指定管理といった市役所の全般に関わる業務を集約して行う
- 行政デジタル化推進と業務の集約化による、生産性の向上

### ④課等の集約による組織のスリム化

- ・ 総務部 総務課の一部と契約課を一本化するとともに、納税課と債権整理回収課を一本化
  - ・ 市民生活部 自治推進室と生活安全課を一本化
  - ・ 教育総務部 学校の計画営繕について、都市整備部 建築課の協力体制を確立
- 組織の統合等により、スケールメリットを最大限発揮するとともに業務の効率化を進展

### ⑤時代に適合した組織変革

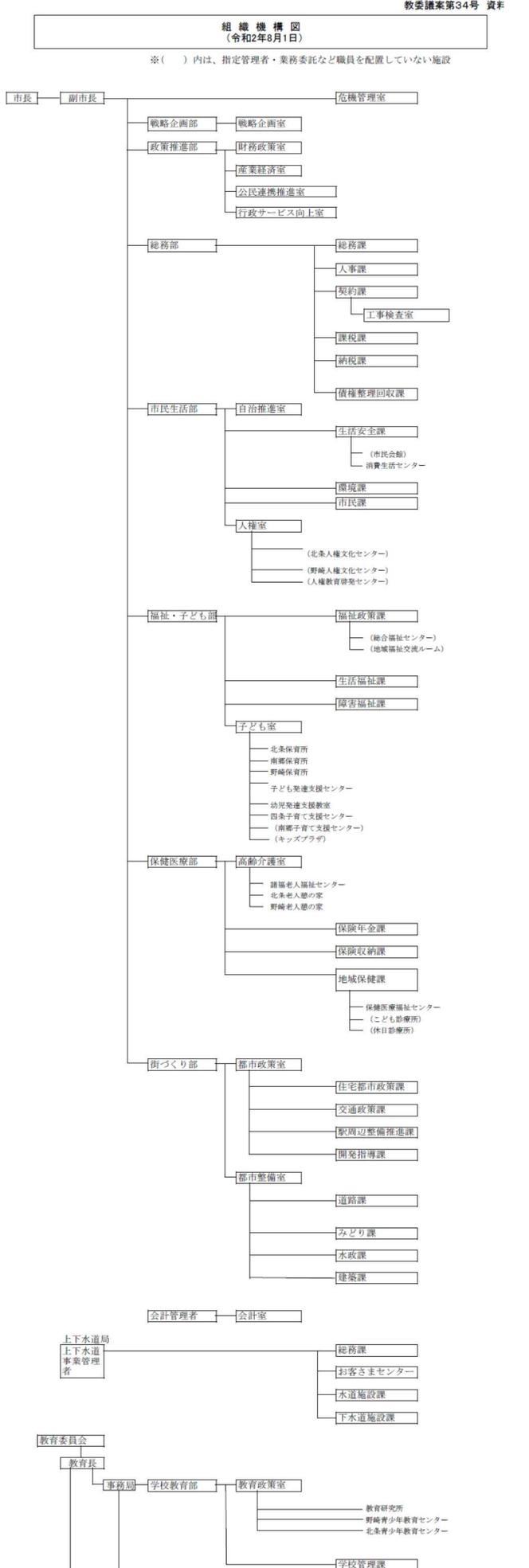
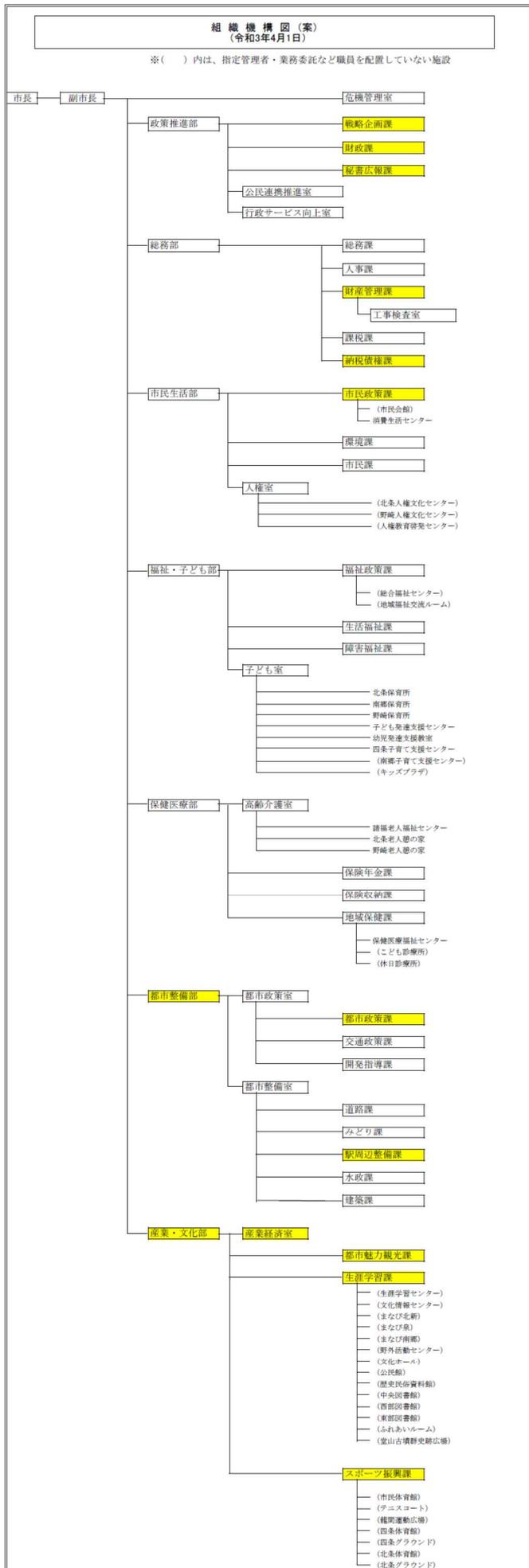
- ・ 街づくり部を都市整備部、都市政策室 住宅都市政策課を都市政策課に改称し、都市政策室 駅周辺整備推進課における2駅周辺整備事業の着実な進展に伴い、今後の運営管理を視野に入れ、都市整備室 駅周辺整備課へと改める
- 名称と事務の関係を明確にするとともに、完成後を見据えた組織編成により、早期に今後の管理体制を確立

### ⑥経済・文化面への注力

- ・ 新たに、産業・文化部を設置し、政策推進部から産業経済室が移行、戦略企画室から都市魅力観光Gが課として移行、生涯学習部から生涯学習課の一部とスポーツ振興課が移行する
  - ・ 本市が有する豊かな歴史・文化資源や、積極的に実施している様々な経済施策について、市内外に強力かつ効果的に発信を行う
- 親和性の高い部署を融合することによる効果の最大化

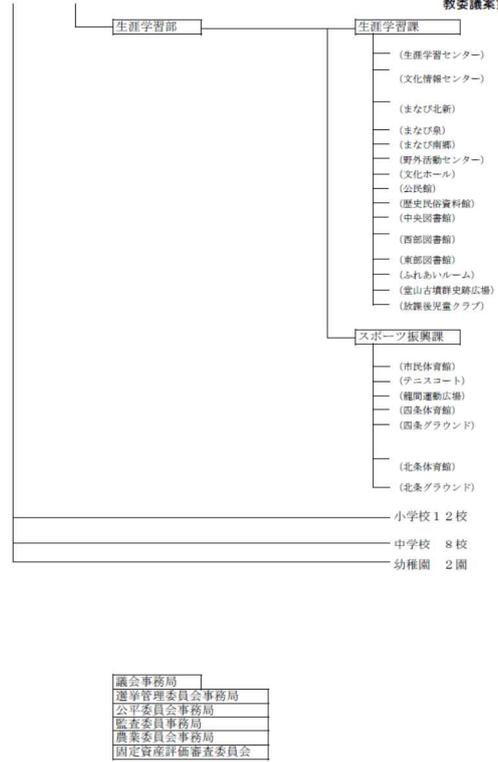
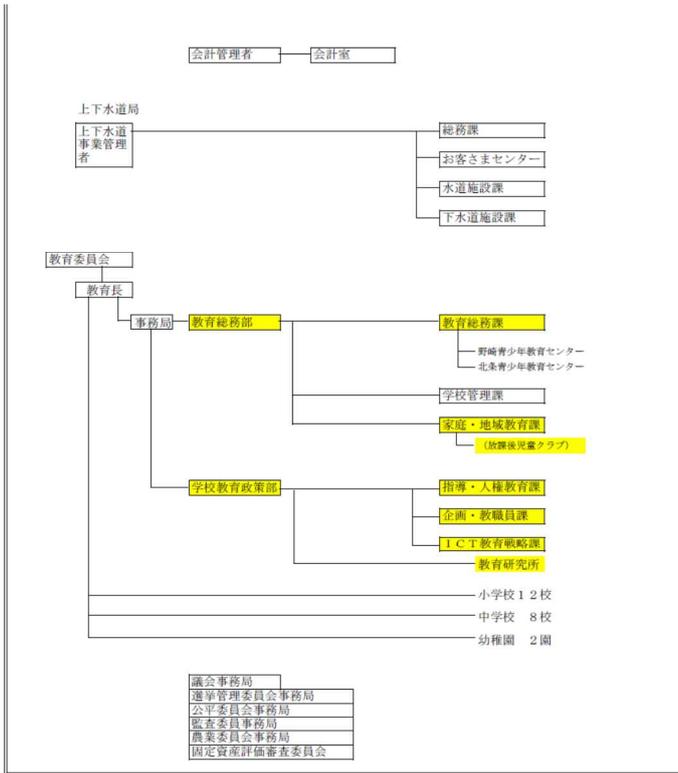
### ⑦教育施策の充実

- ・ 学校教育部を教育総務部に改称し、生涯学習課の一部と、従来は教育政策室内のグループであった組織を教育総務課、家庭・地域教育課とし、新たに学校教育政策部を設け、指導・人権教育課、企画・教職員課とする。また、教育研究所を学校教育政策部直轄の機関とする。
  - ・ ICT教育戦略課を新設し、学校教育におけるICT技術の積極活用と共に、今後益々重要性が増す先端技術について、児童が着実に学べ、身に付けることができる教育を実践する
- 課にすることにより、専門性を深め、かつ機動的に活発な取り組みが進められる組織とする
- 新たな生活様式が求められる社会において、不測の事態であっても学びの時間を提供し続ける体制づくりの強化と、今後の社会で求められるスキルを児童生徒が確実に会得できる教育体制の確立



令和3年4月 機構改革イメージ案

令和2  
教育委  
教委議案第3



機構改革後の教育委員会の所掌事務一覧(案)

原所管	所掌事務	新所管	新所掌事務	
教育政策室	(1) 教育委員会の会議に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(2) 教育表彰及び交際に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(3) 公印の管守に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(4) 文書の管理、收受及び発送に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(5) 規則及び規程等の制定及び改廃に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(6) 職員（教職員及び指導主事を除く。）の人事、給与等、研修、健康管理及び安全衛生に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(7) 教職員の定数配置、組織、人事、給与等、服務、福利厚生及び職員団体に関する事。	学校教育政策部 企画・教職員課	(7) 教職員の人事、給与、服務管理、労働安全衛生、福利厚生及び職員団体に関する事。	
	(8) 教職員及び指導主事の研修に関する事。	部内各所管	項目削除 各部の所掌事務で読み替え、教育全般は教育研究所	
	(9) 教育全般の調査、統計及び広報に関する事。	学校教育政策部 教育研究所	同左 ※大東市教育研究所条例との整理が必要。	
	(10) 教育振興の法に係る教材に関する事。	学校教育政策部 教育研究所	同左 ※大東市教育研究所条例との整理が必要。	
	(11) 教育行政に係る調査、研究及び企画並びに調整に関する事。	学校教育政策部 教育研究所	同左 ※大東市教育研究所条例との整理が必要。	
	(12) 学校教育及び幼稚園教育の計画及び指導助言に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	(12) 学校教育及び幼稚園教育の計画及び指導助言に関する事。	
	(13) 学級編制に関する事。	学校教育政策部 企画・教職員課	(13) 教職員の定数管理、定数調査、学級編制事務に関する事。	
	(14) 学習指導及び進路指導に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	(14) 学習指導及び進路指導に関する事。	
	(15) 学校教育における研究会、研修会等に関する事。	部内各所管	項目削除 各部の所掌事務で読み替え、教育全般は教育研究所	
	(16) 教科用図書その他教材教具の採択使用に関する事。	学校教育政策部 教育研究所	同左 ※大東市教育研究所条例との整理が必要。	
	(17) 無償教科書図書の給与に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(18) 養護教育に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	(18) 支援教育に関する事。	
	(19) 学校教育に係る専門的事項に関する事。他課分掌のものを除く。	学校教育政策部 教育研究所	同左	
	(20) 人権教育に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(21) 人権教育事業の企画及び調整に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(22) 同和対策奨学金に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(23) 大東市人権教育研究協議会との連絡調整に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(24-1) 青少年教育センターの管理運営に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(24-2) 教育研究所の管理運営に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(25) 事務局及び部の企画、調整及び主要事業の進行管理に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(26) 部の職員の配置に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(27) 事務局の予算及び経理に関する事。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(28) 事務局の他の部及び課の主管に属さないこと。	教育総務部 教育総務課	同左	
	(新) 教員免許更新制に関する事。	学校教育政策部 企画・教職員課	同左	
	(新) 管理職等の選考に関する事。	学校教育政策部 企画・教職員課	同左	
	(新) 事業等の企画、調整、進行管理に関する事。	学校教育政策部 企画・教職員課	同左	
	(新) いじめ対応に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(新) 長欠・不登校児童生徒等に関する事。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	(新) 家庭教育に関する事。	教育総務部 家庭・地域教育課	同左	
	(新) 学校におけるICT教育の推進に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) ICT教育施策の企画及び調査に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) ICT教育環境の整備、運用管理に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) ICTを活用した教育委員会の情報発信に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) 学校ICT担当者との連携に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) 学校校務支援システムの運用管理に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) プログラミング教育、情報リテラシー教育に関する事。	学校教育政策部 ICT教育戦略課	同左	
	(新) 部の企画、調整及び主要事業の進行管理に関する事。部の他の課の主管に属さないこと。	学校教育政策部 指導・人権教育課	同左	
	学校管理課	(1) 就学及び学齢簿に関する事。	教育総務部 学校管理課	同左
		(2) 奨学貸付基金に関する事。	教育総務部 学校管理課	同左
		(3) 就学援助に関する事。	教育総務部 学校管理課	同左
		(4) 児童、生徒及び教職員の検診及び予防に関する事。	教育総務部 学校管理課	同左
(5) 児童及び生徒の災害共済給付に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(7) 学校保健会との連絡調整に関する事（他課分掌のものを除く。）		教育総務部 学校管理課	同左	
(8) 学校給食運営に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(9) 学校給食会との連絡調整に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(10) 学校施設に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(11) 放課後児童クラブの施設整備に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	
(12) 通学指定道路に関する事。		教育総務部 学校管理課	同左	

機構改革後の教育委員会の所掌事務一覧(案)

原所管	所掌事務	新所管	新所掌事務
生涯学習課	(1-1) 社会教育施策の企画、立案及び推進に関すること。	教育総務部 家庭・地域教育課	同左
	(1-2) 生涯学習施策の企画、立案及び推進に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(2) 芸術及び文化の振興に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(3-1) 成人式等の青少年教育に係る計画及び実施に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(3-2) 青少年教育に係る計画及び実施に関すること。ただし、他課分掌のものを除く。	教育総務部 家庭・地域教育課	同左
	(4) 放課後子ども教室の管理運営に関すること。	教育総務部 家庭・地域教育課	同左
	(5) 生涯学習事業における他部門との調整に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	(5) 生涯学習事業における他部門との調整に関すること。
	(6-1) 文化に関する社会教育団体の指導、育成及び連絡調整に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左 (文化協会、公民館登録団体連絡会)
	(6-2) スポーツに関する社会教育団体の指導、育成及び連絡調整に関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左 (スポーツ少年団、体育協会)
	(6-3) 社会教育団体の指導、育成及び連絡調整に関すること。ただし、他課分掌のものを除く。	産業・文化部 生涯学習課	同左 (こども会育成連絡協議会、青少年協会、スカウト協議会)
	(6-4) PTA協議会の指導、育成及び連絡調整に関すること。	教育総務部 家庭・地域教育課	同左
	(7) 社会教育委員に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(8) 青少年問題協議会に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(9) 青少年指導員会に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(10) 文化財の保護に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(11) 文化財の収集、調査及び研究に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(12) 文化財の普及、啓発及び活用に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(13) 市史編纂に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(14) 文化財保護審議会に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(15) 歴史資料、考古資料及び民俗資料の貸出し、閲覧等に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(16) 第2条第2項及び第3項の表に規定する課の所管する施設の管理運営に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(17) 図書館資料の選定に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
	(18) 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左
(19) その他生涯学習、青少年教育及び文化財に関すること。	産業・文化部 生涯学習課	同左	
(20) 放課後児童クラブの管理運営に関すること(他課分掌のものを除く。)	教育総務部 家庭・地域教育課	同左	
(21) 部の企画、調整及び主要事業の進行管理に関すること。	産業・文化部 産業経済室	同左	
(22) 部の職員の配置に関すること。	産業・文化部 産業経済室	項目削除	
(23) 部の他の課の主管に属さないこと。	産業・文化部 産業経済室	同左	
スポーツ振興課	(1) スポーツ・レクリエーションの振興に関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左
	(2) スポーツ推進委員に関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左
	(3) 第2条第2項の表に規定する課の所管する施設の管理運営に関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左
	(4) スポーツ・レクリエーション関係団体の指導、育成及び連絡調整に関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左
	(5) その他スポーツ・レクリエーションに関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左
	(6) その他スポーツ・レクリエーションに関すること。	産業・文化部 スポーツ振興課	同左

# 機構改革後の教育委員会の関係施設整理表（案）

令和2年10月28日  
教育委員会定例会  
教委議案第34号 資料4

現所管	公の施設の名称	教育機関としての分類	新所管【案】	設置根拠
学校教育 政策室	教育研究所	教育全般	学校教育政策部教育研究所	教育研究所条例
	野崎青少年教育センター	社会教育	教育総務部教育総務課	青少年教育センター条例
	北条青少年教育センター	社会教育	教育総務部教育総務課	
	野崎青少年運動広場	スポーツ	教育総務部教育総務課	青少年運動広場条例
生涯学習 部	放課後児童クラブ ※補助執行中		教育総務部家庭・地域教育課	放課後児童クラブ条例
	生涯学習センター	社会教育	産業・文化部生涯学習課	生涯学習センター条例
	文化情報センター	文化	産業・文化部生涯学習課	文化情報センター条例
	まなび北新	社会教育	産業・文化部生涯学習課	生涯学習ルーム条例
	まなび泉	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	まなび南郷	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	野外活動センター	社会教育	産業・文化部生涯学習課	野外活動センター条例
	文化ホール	文化	産業・文化部生涯学習課	総合文化センター条例
	公民館	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	歴史民俗資料館	文化財	産業・文化部生涯学習課	歴史とスポーツふれあいセンター条例
	ふれあいルーム	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	中央図書館	社会教育	産業・文化部生涯学習課	図書館条例
	西部図書館	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	東部図書館	社会教育	産業・文化部生涯学習課	
	堂山古墳群史跡広場	文化財	産業・文化部生涯学習課	堂山古墳群史跡広場条例
スポーツ 振興課	市民体育館	スポーツ	産業・文化部スポーツ振興課	体育施設条例
	テニスコート ※補助執行中		産業・文化部スポーツ振興課	
	龍間運動広場	スポーツ	産業・文化部スポーツ振興課	
	四条体育館、四条グラウンド	スポーツ	産業・文化部スポーツ振興課	歴史とスポーツふれあいセンター条例
	北条体育館 ※補助執行中 北条グラウンド ※補助執行中		産業・文化部スポーツ振興課	北条コミュニティセンター条例

教委議案第35号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和2年10月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市立幼稚園条例に長期休業日の預かり保育を規定することに伴い所要の改正を行うもの。

# 大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

令和2年10月28日

教委規則第11号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和46年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の5中「実施する日」の次に「並びに夏季休業日、冬季休業日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）及び春季休業日」を加える。

## 附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

大東市立幼稚園条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 ～ 第5条の4 (略)                      (預かり保育の実施日)</p> <p>第5条の5 預かり保育の実施日は、幼稚園において教育課程に係る教育を実施する日並びに<u>夏季休業日、冬季休業日(12月29日から翌年1月3日までを除く。)</u>及び春季休業日とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第5条の6 ～ 附則 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第5条の4 (略)                      (預かり保育の実施日)</p> <p>第5条の5 預かり保育の実施日は、幼稚園において教育課程に係る教育を実施する日とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第5条の6 ～ 附則 (略)</p>

## 8. 一般業務報告

1. 令和2年大東市議会9月定例会月議会 一般質問要旨について
2. 大東市修学旅行等の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱について
3. 大東市小中学校長寿命化計画の策定について

## 9. 会議録

水野教育長

それでは、10月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

北田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。

水野教育長

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりお願いいたします。

次に、順番が前後しますが、日程第4 教委議案第35号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」について、福祉・子ども子ども室より提案理由の説明をお願いいたします。

大角課長

それでは、日程第4 教委議案第35号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

本規則の改正は、令和2年9月大東市議会定例会月議会において「大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例」が議決され、令和2年9月24日に公布されたことに伴い、令和2年12月1日から長期休業日の期間中の預かり保育を実施することによりまして、関連する文言の修正を行うものです。

条例改正により、公立幼稚園2園における預かり保育について教育時間の終了後のみ実施しているものに加えて、夏季、冬季、春季の長期休業期間中においても預かり保育を実施することとなりました。実施時間及び利用料につきましては、9時から12時で400円、9時から16時30分で600円、9時から18時で800円と設定しております。

現在、規則においては預かり保育の実施日を「幼稚園において教育課程に係る教育を実施する日」と規定しておりますが、こちらに「夏季休業日、冬季休業日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）及び春季休業日」を加えるものでございます。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、再度順番が前後しますが、日程第3 教委議案第34号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取について」について、財務政策室より提案理由の説明をお願いいたします。

有東課長補佐

日程第3 教委議案第34号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、機構改革の説明に先立ち、「地方教育行政の組織及

び運営に関する法律の規定による意見聴取」についてご説明させていただきます。

この法律は、「地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする」法律で、その中の第29条に、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。

この度、令和2年12月大東市議会にて市役所と教育委員会の部署を変更する議案の提出を予定しておりまして、それに先立ち、本日の教育委員会定例会にて、主に教育委員会に関係する内容について、ご報告させていただきたく存じます。

それでは、A3横の資料①令和3年4月 機構改革（案）について説明させていただきます。

最初の四角の枠組みの中にございます、今回の機構改革案の方向性として、第1に、教育施策を効果的に実現できるものを目指し、第2として、市長部局の組織を簡素なものへと見直しを図り、第3として、生涯学習部と産業経済室との連携による相乗効果を生むものを目指しております。

続きまして、網掛けとなっている「概要」の「新たに」についてでございます。第一に、新教育長のもと、家庭教育支援や指導・人権といった取り組みにつきまして、機動的に活発な取り組みが進められる機構を目指しております。

第二に、現在生涯学習部が所管する本市の歴史や文化に関する施策を市長部局に据え、産業経済・歴史文化・魅力発信について連携を図り、市内外への発信を強化してまいります。

次の網掛けとなっている「内容と目的について」、ご説明させていただきます。

右ページに移りまして、⑥経済・文化面への注力でございます。新たに、産業・文化部を設置し、産業経済室、都市魅力観光グループ、生涯学習課の一部とスポーツ振興課を1つの部にまとめ、親和性の高い部署を融合することによる効果の最大化を図ってまいります。

続きまして⑦、教育施策の充実でございます。

生涯学習課の一部と、従来は教育政策室内のグループであった組織を、教育総務課、家庭・地域教育課とし、新たに学校教育政策部を設け、指導・人権教育課、企画・教職員課といたします。また、教育研究所を学校教育政策部直轄の機関といたします。

更に、ICT教育戦略課を新設し、学校教育におけるICT技術の積極活用と共に、今後益々重要性が増す先端技術について、児童生徒が着実に学べ、身に付けることができる教育を実践する組織といたします。

今回の機構改革により、課として専門性を深め、かつ機動的に活発な取り組みが進められる組織といたしますとともに、ICT技術の積極活用により、今回のコロナ禍といったあらゆる状況に対しても、学びの時間を提供し続ける体制づくりの強化と、今後の社会で求められるスキルを児童生徒が確実に会得できる教育体制を確立してまいります。

ここまでの内容を図示したものが資料2となります。

現在の組織は右側に記載の分でございます、左側、四角の中が来年度の機構案となっております。黄色に着色した箇所が、部署が新設・統合された箇所でございます。こちらに記載の各施設につきましては、管理・運営をする部署に記載しております。一例といたしまして、図書館につきましては、教育委員会の所管でございますが、補助執行という形で市長部局の生涯学習課が事務を執行しますので、生涯学習課の下に記載しております。補助執行につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして左下の黄色くなっている、「産業・文化部」をご覧ください。先程ご説明いたしました、経済・文化に注力する新設部署でございます。部内には、産業経済室、都市魅力観光課、生涯学習課の一部とスポーツ振興課を1つの部にまとめて、相乗効果を発揮する部署となっております。

続きまして、2枚目の上段、教育委員会の部分をご覧ください。こちら、従来、学校教育部と生涯学習部を有しておりました教育委員会が、教育総務部と学校教育政策部を有する形となり、より教育の専門性を前面に打ち出した組織となっております。

続きまして、資料3につきましては、これまで所管しておりました事務について、新たにどこの部署が担当をするのかを記載したものでございます。左端が現在所管している部課、中心部が新たな所管部課となっております。

こちらでご説明させていただきたい箇所として、2枚目をご覧ください。薄オレンジで着色された箇所が、従来生涯学習部で所管していた事務を市長部局に移管することなく、教育委員会にて継続して行う事務でございます。

具体的には、所管事務 1-1「社会教育施策の企画、立案及び推進に関すること」や、所管事務 4「放課後子ども教室の管理運営に関すること」、所管事務 6-4「PTA協議会の指導、育成及び連絡調整に関すること」、所管事務 20「放課後児童クラブの管理運営に関すること」等がございます。

これらにつきましては、学校との関連性、親和性が非常に高いものであり、根幹の部分について教育委員会が所管することが、重要かつ合理的であると考えております。

同時に、これまでの社会教育団体との連携関係を維持発展させることを目的に、6-3「社会教育団体の指導、育成及び連絡調整に関すること」につきましては、従来と同じ窓口となります、生涯学習課の所管となっております。

次に、資料④ 関係施設整理表案をご覧ください。

こちら、学校教育に密接な関係を持つ施設の運営についてまとめております。ここで少し、運営の手法についてご説明させていただきます。上から5つ目、放課後児童クラブについて、「※補助執行中」と記載があり、新所管は教育総務部となっております。

まず、現在の状況は、放課後児童クラブは厚生労働省の管轄であり、放課後に学童を保育する施設でございます。その施設の設置は文部科学省が所管する小学校の敷地内もしくは空き教室等に設置しておりますが、両者は非常に深い関係性を持っております。

そこで、これまでは市役所でございます福祉・子ども部の所管ですが、手

続きを経た上で、生涯学習課が実際の運営を行ってまいりました。これにより、例えば教職員の方々と児童指導員の連絡や、施設の改修等の打合せを非常にスムーズに行うことが可能でございました。

このように、地方自治法に基づき、規則等に定めて、市長部局・教育部局と異なる部局が代わって事務業務を行うことを補助執行と申します。

放課後児童クラブにつきましては、今申し上げましたことを勘案いたしまして、引き続き教育部局である教育総務部にて、補助執行による運営を行うことが最善であると考えております。

逆に、図書館につきましては新所管を生涯学習課としておりますが、生涯学習課が補助執行を行うものであり、教育委員会の施設という根幹は変えません。この事で、図書館に関する事務業務は従来通り生涯学習課が行うものの、社会教育施設としての性質を変えることなく、例えば学校司書との連携等が滞ることのない施設とするものでございます。

細かなご説明になったかもしれませんが、要点といたしましては3つ、1つ目に、教育委員会をICTや家庭教育支援といった様々な教育をより効果的に実践できる組織といたします。2つ目に、文化・文化財・スポーツ関連につきましては、観光や産業分野との融合、強力な魅力発信といった形で発展させていきます。3つ目に、補助執行という手段を用い、社会教育団体との連携や、教育施設、学童保育等の運営について、円滑に効率的に進めてまいります。

以上、来年度の組織に関するご説明となります。

最後に、スケジュールでございますが、今回の機構改革案の内容につきましては、12月定例会月議会において上程を予定しており、市議会でご議決いただきましたら、令和3年4月からの変更となります。

また現在の想定では、生涯学習課は、これまで関係があった各種団体と引き続き連携が図れるよう、現在とほぼ同じ場所のままとするように調整している所です。

議案についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

では、私から1点よろしいですか。スポーツ振興課が本庁に移りますが、この機構改革案を見ますと、融和性、親和性の高いものとして、産業・文化にかかわるものなのでくっつけていく。例えば、飯盛山について考えた時、飯盛山自体は観光資源としての飯盛と、文化財としての飯盛の2つの側面があるので、一緒にするとより機能的であるというのは、すごく分かりやすい。スポーツ振興と産業振興はどういう融和性、親和性があるのでしょうか。

有東課長補佐

具体的に考えておりますのは、オリンピック・パラリンピックといった催しで、パラリンピックに関しましては、参加選手に本市へ来ていただく誘致といった形も考えているところです。来年度のお話しになりますので、確実かどうかというところはございますが、スポーツ分野につきましても、各種

産業や、強力な魅力発信という意味で、市長部局との融合がより効果的であると考えているところです。

水野教育長

例えば、スポーツというのは、健康面で語られることもあるかと思いますが、健康政策的なものにくっつけるというような議論はありませんでしたか。

有東課長補佐

主に、健康施策につきましては、市長部局の地域保健課が担っております。例えば、昨年度の事業でございますが、大阪産業大学とスポーツ振興課、高齢介護室、このあたりの部署が一緒になって、健康増進事業を実際に行ってまいりました。市長部局に移ることにより、地域保健課や高齢介護室等との部署との連携が、より一層図れることと考えております。

齊藤委員

大東市民として、地域で仕事をしている者として、民間に比べて、市役所は縦割りだとすごく感じています。先程、説明にありました「引き続き連携を」という言葉を大事にさせていただいて、この場にいる人だけでなく、みんなに浸透し、市民へ伝わればいいと思います。この機構改革をきっかけにそれができればいいなと思っています。

田中委員

今まで、市民体育大会とか、教育委員会が主催していた行事を、生涯学習部が中心となって取り組んでいたと思いますが、市長部局へ移動すると、教育委員会主催ではなく、市が主催となりますか。

有東課長補佐

主催という意味では、市長部局になってくるかと思いますが、後援、共催といった形もあり、教育の側面をもったスポーツの大会等でございますので、一概に市長部局に移ったからといって、完全に関係が切れてしまうというものではございません。連携を図りながら、方向性も関わってまいりますので、主催は市に移るものも出てきますが、引き続き協力していければと考えております。

水野教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして可決といたします。

次に、日程第2 教委議案第33号「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明をお願いいたします。

新井課長

日程第2、教委議案第33号について提案理由を説明させていただきます。

本提案は、「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則について、制定するものでございます。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業措置により減少した授業時間数を確保するため、冬季休業期間を短縮して授業を行う必要があることから、冬季休業期間の変更に伴う本市関連規則の所要の改正を行うものがございます。

具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧ください。

改正点は、附則の見出し「(令和2年度における学期及び休業日の特例)」

に、「3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。」という内容を新たに加えるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして可決といたします。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①令和2年大東市議会9月定例会月議会 一般質問の要旨について

⇒9月定例会月議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は12議員から22項目。

②大東市修学旅行等の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱について

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等行事直前等においてキャンセル料等が発生した際、補助金を交付する旨の要綱を制定。

意見・質問

・各校の修学旅行等実施状況について

⇒現時点で中止になった学校は無し。

③大東市小中学校長寿命化計画の策定について

⇒小中学校施設の老朽化に伴い、今後40年の維持管理等に係るコストの縮減・平準化を実現しつつ、機能の確保を図ることを目的に策定。

意見・質問

・小中一貫を見据えた計画について

⇒今後、施設型の小中一貫校についての計画が出た場合、変更・検討する。

・計画の公表について

⇒市議会の同意後、ホームページ等を通じて公表。

水野教育長

以上をもちまして、10月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年11月19日

水野教育長

齊藤委員